

「→（事務局）」とあるものは、  
委員の御意見等に対する事務局の回答

## 第2回伊奈町まちづくり基本条例検討委員会御意見まとめ

### 条例全般に関する意見

- ・議員に対して途中の素案の報告や意見聴取は行うのか。  
→（事務局）条例の中に議会の責務や役割を謳うことを予定している。具体的な日程は検討中だが、議員の意見は何う予定。
  
- ・今回の条例の素案は、町民の意見を聞いた後に変わる可能性があるを受け止めてよいか。  
→（事務局）関係団体ヒアリング、ワークショップや懇話会の意見を踏まえ、内容が変わることはある。
  
- ・懇話会からは何が提言されるのか。  
→（事務局）条例に盛り込むべき内容等が提言される。「バラのまちづくりに関してはこんな文言を入れてはどうか」等の意見を取りまとめて、懇話会から検討委員会へ提言書が出されるイメージ。条例の素案を形作るのは検討委員会の役割。
  
- ・懇話会から「こういう項目を入れた方がいい」という意見が上がってきた際に、検討委員会の中で、入れ込まない、もしくは「意見は上がってきていないが、こういう項目は入れ込むべきではないか」という議論はできるのか。  
→御認識のとおり。条例の素案の作成は検討委員会となるので、そういった議論は可能。
  
- ・素案は、ほぼ案ができているように見えるが、あくまで議論のたたき台であって、これから（意見を）盛り込んだり、改善ができることが分かるような資料としていただきたい。
  
- ・住民投票の結果は拘束力はあるか。  
→（事務局）憲法、法律に基づくものは拘束力があるが、条例に基づくものは拘束力はないとされている。
  
- ・この条例ができたことで事務がこういうふうに変わりますといった具体例を

示す資料があると分かりやすい。

→今後整理する。

### **条例素案の条文に関する意見**

・ 5条、16条の内容がほぼ同じだがどうなのか。

→一部重複して規定されているものもあるが、今後整理する。趣旨としては、別に項目建てて強調して責務等であることを条例で規定したいというもの。